

志賀町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第3条―第7条）

第3章 議会と町民との関係（第8条・第9条）

第4章 議会と行政との関係（第10条―第12条）

第5章 議員相互の討議（第13条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条・第15条）

第7章 議員定数・報酬等（第16条・第17条）

第8章 他の条例との関係及び見直し手続（第18条・第19条）

附則

我が国の憲法と地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する機関として、地方公共団体の設置を定めている。

志賀町議会は、地方分権時代における二元代表民主制のもと、執行機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会機能の強化を図っていく必要がある。

よって、志賀町議会は、地方自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、町民の負託に応じていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、地方自治の本旨の実現に取り組むものとする。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関と

しての責任を果たすものとする。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政にかかる様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たすものとする。

4 議会は、広く町民の意思を的確に把握し、町政に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

(2) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し、運営すること。

(3) 志賀町議会傍聴規則（平成17年志賀町議会規則第2号）に定める町民等の傍聴に関して、資料の提供を行い、町民の傍聴意欲を高めること。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項にかかる議案若しくは事項を議決又は決定したときは、町民に対して説明すること。

(5) 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めること。

(委員会の活動原則)

第4条 志賀町議会委員会条例(平成17年志賀町条例第203号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 委員会の審査及び調査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行うこと。

(2) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務を司ること。

(3) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

(4) 特別委員会の設置は、設置目的及び調査事項を明確にするとともに、調査が終了したときは、速やかに委員長報告を行うこと。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効

率的な議会運営を行うこと。

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て、研修会及び研究会などを積極的に開催するものとする。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、志賀町議会議員政治倫理条例（平成20年志賀町条例第27号）に基づき、議員は、二元代表民主制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職の地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しないものとする。

第3章 議会と町民との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を公開し、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会の日程並びに議事を事前に町民に周知するものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映するものとする。

4 議会は、議会報告会を毎年開催し、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提言を行うものとする。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政にかかる論点及び争点の情報を、議会独自の視点から町民に対

して周知するものとする。

- 2 議会は、町民参加型の広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つように議会広報活動を行うものとする。

第4章 議会と行政との関係

(議会、議員及び町長等執行機関の関係)

第10条 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）とともに、それぞれの機関の特性を活かし、緊張関係を維持しながら行政を運営するものとする。

- 2 本会議における議員の町長等に対する質疑及び質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 本会議において一問一答により質問等を受けた町長等は、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。
- 4 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りでない。

(政策等形成過程)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策又は判断すべき事項（以下「政策等」という。）の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策等形成過程を論点として審議するものとする。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 検討した他の政策等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 総合計画における根拠又は位置付け
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うものとする。

(議決事件の拡大)

第12条 町民の直接選挙によって選ばれる町長及び議会議員によって構成される議会

が、ともに町政における重要な計画等の決定に公平に参画する観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、志賀町総合計画にかかる基本構想とする。

第5章 議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第13条 議員間で活発な討議を行う場合は、委員会及び全員協議会への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案、請願、陳情及びその他の事件を審議し、結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

3 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行うものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

（災害時の対応）

第14条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

（議会事務局の体制整備）

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を有することから、あらかじめ町長と協議するものとする。

第7章 議員定数・報酬等

（議員定数）

第16条 議員定数は、志賀町議会議員の定数を定める条例（平成17年志賀町条例第37号）で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、人口、面積、財政力、町民意見等を総合的に判断

して、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬等)

第17条 議員報酬及び期末手当は、志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年志賀町条例第42号）で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、議会が有する役割、責任、町民意見、志賀町特別職報酬等審議会の意見、本町の財政状況等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定するものとする。

第8章 他の条例との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、訓令若しくは告示を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第19条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(志賀町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

2 志賀町議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年志賀町条例第30号）は廃止する。